

日野市緑の基本計画策定支援業務委託 仕様書（案）

1. 業務の目的

本業務は、平成 13 年に改定した「日野市みどりの基本計画」（以下「現行計画」という。）について、社会情勢の変化、上位計画の改定、気候変動への対応、生物多様性保全の重要性の高まり等を踏まえ、現行計画の評価・検証を行い、新たな緑の基本計画を策定することを目的とする。

2. 対象地域

日野市全域

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで（令和 8・9 年度の 2 か年業務）

4. 支払い条件

契約後 2 回払い

1 回目の支払は令和 8 年度の予算の範囲内で令和 8 年度末に支払いをおこなうものとする。

残金は業務完了後一括払いとする。

5. 技術者の選任

受託者は、本業務を実施するにあたり、次の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を選任すること。

- ①技術士（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有する者。
- ②令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに同種業務の完了実績を持つ者。
- ③直接かつ恒常的に 3 か月以上雇用している者であること。
- ④管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

6. 業務内容

【令和 8 年度業務】

（1）計画準備

本業務の具体的な役割を明確化し、業務計画書及び作業スケジュールの作成、必要な資料の収集・整理等、業務を円滑に遂行するための計画準備を行う。

（2）都市及び緑の現況整理

1) 日野市の現況把握

①自然的条件調査

地形・地質、水系、植生、生物の状況等を把握するため、既往資料等を用いて自然的条件を整理する。

②社会的条件調査

人口、土地利用、都市計画の指定、産業概況、交通網、公共施設、レクリエーション施設、都市景観、防災上の避難地等について、既往資料等を用いて整理を行う。また、市内の都市公園について、規模別に分布状況を整理する。さらに、緑地や生態系、動植物等を保護するための法令に基づく規制状況等について調査する。

2) 緑の現況調査

既往資料をもとに、市内の緑被率や緑地量など、本市の緑に関する現況を整理する。なお、緑地量については、公共施設緑地・民間施設緑地の大項目ごとに、さらに詳細区分ごとに整理する。整理にあたっては、継続的な現況把握が可能となるよう、出典や使用した数値が明確になるよう配慮する。

(3) 上位・関連計画及び社会情勢の整理

国の緑政策の動向を踏まえつつ、緑をとりまく社会情勢の変化等を把握するとともに、関連する法律、条例、ガイドライン、上位計画及び関連計画を確認し、本計画に反映させるべき事項を整理する。

(4) 関連施策実施状況等の把握

緑に係る市内関係各課に対し、現状と実態を確認し、施策検討の基礎資料となるよう整理する。

(5) 市民意向の把握

本市における緑の役割・機能、公園の利用状況等について、アンケート調査やワークショップ等を実施する。調査実施にあたり、調査票の作成、集計、分析を行う。

(6) 調査結果の分析・評価及び課題の整理

前項までの内容を取りまとめて分析し、各々の関連性等に基づき総合的な評価を行い、本市における緑の課題を抽出・整理する。

(7) 計画策定の方向性の検討

前項の整理に基づき、本市における緑のあり方や計画策定の方向性について検討し、整理する。

(8) 水と緑の会議運営支援

緑の専門的視点や緑の保全・緑化に取り組む市民団体等から本市の緑のあり方、本計画の策定に対する意見や助言を受ける場として、学識者や市内外の関係団体・市民団体等が出席する委員会の運営を支援（資料作成及び出席）する。（2回開催予定）

(9) 打合せ協議

業務を円滑に進めるため、4回（業務着手時、中間2回、年度末）の打合せを実施するが必要に応じて適宜実施する。

【令和9年度業務】

(1) 緑の将来像の検討

1) 基本理念及び緑の将来像の設定

本市における緑地保全や緑化の必要性・意義等について、緑の特性等を踏まえて整理し、計画の基本理念を明確にする。その上で、都市の将来の発展の方向等を勘案し、望ましい緑の将来像を取りまとめる。

2) 基本方針及び緑地の配置方針の設定

設定した基本理念及び緑の将来像に基づき、基本方針と緑地の配置方針を設定する。なお、緑の配置方針を検討する際には、既存の緑をどのように計画に位置付け、保全していくなど、ストック効果の向上にも配慮しつつ、市全域で緑の質が最大化できるよう留意する。

3) 都市公園等の整備・管理方針の設定

今後の市内における都市公園の整備や管理について、市としての方針を定めるとともに、行政と市民、事業者、各種団体等が連携し、多様な主体が参画できるような方針を設定する。

(2) 計画目標水準の設定

計画目標の設定にあたっては、基本計画や都市計画マスタープラン等との整合を踏まえ、人口や土地利用等に関する将来フレームを設定する。

さらに、この将来フレームに基づき、緑地の保全、施設緑地の整備、都市緑化等に関する計画目標水準を定める。

なお、計画目標水準については、計測が容易であるとともに、市民の理解と協力を得やすいものとなるよう配慮する。

(3) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の検討

緑の将来像の実現に向けての施策の方針を検討する。

1) 施策の体系

設定した基本方針等に基づき、各施策を体系的に整理・構成する。

2) 個別施策

緑地の保全・創出、利活用、維持管理、緑化の推進等の視点から、位置づける施策の方向性及とその内容を検討し、整理する。

(4) 緑を守り育てる地区指定等の検討

市との協議を踏まえ、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)等、緑に関わる地区指定の設定を検討する。また、指定を行う場合には、その内容を整理し、取りまとめる。

(5) 重点プロジェクトの検討

個別施策のうち、今後の緑のまちづくりの方向性を考慮し、重点的に進めるべき取組を抽出し・整理する。

(6) 計画の推進体制の検討

適正な質と量の緑の保全・創出に向けた計画の推進方策・体制について検討を行う。

(7) 水と緑の会議運営支援

緑の専門的視点や緑の保全・緑化に取り組む市民団体等から本市の緑のあり方、本計画の策定に対する意見や助言を受ける場として、学識者や市内外の関係団体・市民団体等が出席する委員会の運営を支援(資料作成及び出席)する。(2回開催予定)

(8) パブリックコメント実施支援

市民からの意見を募るパブリックコメント向けの資料の作成と提供、結果の整理を行う。

(9) 計画書作成

庁内意見、パブリックコメント、都及び関係機関からの意見等を踏まえて、計画書を取りまとめる。併せて、計画内容の周知等に活用できるよう、概要版を作成する。

(10) 打合せ協議

業務を円滑に進めるため、4回(年度当初、中間2回、納品時)の打合せを実施するが必要に応じて適宜実施する。

7. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了にあたり、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得

るものとする。

(1) 着手時

- ①業務計画書
- ②着手届
- ③管理技術者・照査技術者等選任通知書
- ④配置技術者等経歴書
- ⑤工程表

(2) 完了時

- ⑥完了届
- ⑦引渡書
- ⑧その他発注者が指示する関係書類等

7. 成果品

【令和8年度】

- ・業務中間報告書 A4 チューブファイル 1部
- ・上記、電子データ 一式

【令和9年度】

- ・業務報告書（緑の基本計画本編を含む） A4 チューブファイル 1部
- ・上記、電子データ 一式

8. 特記事項

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、外部委託における情報セキュリティ遵守事項については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

(2) 環境負荷低減の取組みについて

- 1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあら

ゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。

一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。

- ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
- ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

- 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(4) 内部通報制度

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

(5) 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(6) その他

- ・本仕様書に疑義が生じたときは、市と受注者の間で協議し決定すること。
- ・諸般の事情により必要があるときは、市・受注者協議の上業務内容を変更し、または履行を一時中止することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行限を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。